

## 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する 新たなインターチェンジ整備事業

第8回環境影響評価審査会  
事務局資料  
令和6年10月16日

### 配慮市長意見(案)

#### ○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- ・配慮事項に対する配慮の内容については、相互に密接に関連する複数の事項があることから、全体的な視点で引き続き検討してください。
- ・旧上瀬谷通信施設地区内の公園・防災地区で整備が予定されている広域防災拠点の機能を最大限に発揮することを本事業の目的の一つとしていることから、広域防災拠点の検討状況について方法書に記載してください。
- ・東名高速道路との接続位置を含めたルートやランプの位置等が示されていないことから、本事業の整備計画の詳細を方法書に記載してください。
- ・構造形式の選定においては、廃棄物・建設発生土、生物、騒音、振動、交通流等の観点も踏まえて検討し、3案から1案へ絞り込んだ経過と結果を方法書に記載してください。
- ・関連する「旧上瀬谷通信施設地区土地整理事業」や「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」等の旧上瀬谷通信施設地区における最新の事業計画を踏まえるとともに、東名高速道路や周辺道路への影響も考慮して、環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。

| 配慮指針に掲げられている<br>配慮事項   | 選<br>定 | 事業者が配慮書で記載した<br>配慮の内容(概要)  | 配慮市長意見(案)   |
|--|--------|--|---|
| <p><b>(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</b></p> <p>ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p> | ○      | <p><b>【ルート・構造】</b></p> <p>&lt;案①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地区の改変を可能な限り小さくするとともに、市道目黒第25号線交差部や東名高速道路と接続する位置においては、工場や住居等の立地状況に配慮して、宅地及び既存の道路の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮する。</li> </ul> <p>&lt;案②&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地区の改変や農作物等に対する日照影響を可能な限り小さくするとともに、市道目黒第25号線交差部や東名高速道路と接続する位置においては、工場や住居等の立地状況に配慮して、宅地及び既存の道路の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮する。</li> </ul> <p>&lt;案③&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地区の改変を避けるとともに市道目黒第25号線交差部や東名高速道路と接続する位置においては、工場や住居等の立地状況に配慮して、宅地及び既存の道路の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮する。</li> </ul> <p>&lt;案①～③共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環状4号線との交差部は、トンネル構造による立体交差とすることで、交通への影響を回避する計画とする。</li> <li>・環状4号線西側、東名高速道路接続部及び市道目黒第25号線との交差部の構造形式については、周辺環境への影響、経済性を総合的に比較検討し、決定する。</li> </ul> <p><b>【生息生育環境の保全】</b></p> <p>&lt;案①～②&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を可能な限り小さくすることにより、生物多様性の保全に配慮し、計画区域は貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避ける位置とする。</li> </ul> <p>&lt;案③&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を避けることにより、生物多様性の保全に配慮し、計画区域は貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避ける位置とする。</li> </ul> <p><b>【周辺環境への影響】</b></p> <p>&lt;案①～③共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路照明を設置する際は、周辺地域の農作物等への影響や既存の緑地や新たに計画されている公園等への影響を考慮し、昆虫類等を誘引しにくい光源を使用するなど、周辺地域への影響を小さくするよう配慮する。</li> </ul> <p><b>【温室効果ガスの排出抑制】</b></p> <p>&lt;案①～③共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図る。</li> <li>・エネルギー効率の高い建設機械や工事車両の積極的な採用及び省エネ運転を実施する。</li> <li>・高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入、新たに構築する道路構造物の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地区は、動物にとって重要なエリアとなるが、3案のうち、市道目黒第25号線交差部の区間で掘割構造、高架構造を含む案については、農業振興地区での動物の移動経路を分断する可能性があることから、可能な限り動物への影響を低減するよう配慮してください。</li> </ul> |

| 配慮指針に掲げられている<br>配慮事項  | 選<br>定 | 事業者が配慮書で記載した<br>配慮の内容（概要）   | 配慮市長意見（案）  |
|---|--------|---|--|
| <p><b>(2)【環境資源等の現況把握】</b><br/>ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。</p>  | ○      | <p><b>【現況把握】</b><br/>                     &lt;案①～③共通&gt;<br/>                     ・計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況の把握に努めた。<br/>                     ・保全対象となる住居や公園、生物多様性等の保全に配慮した計画とする。</p>  | <p>・旧上瀬谷通信施設地区の一部で土壌の汚染が確認され、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業において対応した後に本事業を実施するとしていることから、その対応の進捗状況や計画区域との位置関係の最新情報を方法書に記載してください。</p> |
| <p><b>(3)【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</b><br/>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>  | ○      | <p><b>【安全な工法の検討、市民への情報提供】</b><br/>                     &lt;案①～③共通&gt;<br/>                     ・工事計画の策定に当たり、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。<br/> <b>【工事計画】</b><br/>                     &lt;案①～③共通&gt;<br/>                     ・工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮する。<br/>                     ・土砂災害警戒区域の施工に際しては、地盤への影響等について検討し、適切な施工計画・施工管理を実施する。<br/>                     ・土壌の汚染が確認された区域は、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業において適切な対応が行われた後、本事業の工事を実施する。<br/>                     ・工事実施段階で土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき適切に対応する。</p> | なし   |
| <p><b>(4)【環境形成に関する法令等の遵守】</b><br/>環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>   | ○      | <p><b>【法令等の遵守】</b><br/>                     &lt;案①～③共通&gt;<br/>                     ・環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。</p>   | なし   |
| <p><b>(5)【グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出】</b><br/>生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。</p> | ○      | <p><b>【グリーンインフラの保全と活用】</b><br/>                     &lt;案①、②共通&gt;<br/>                     ・生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留に配慮するため、既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画とし、グリーンインフラの保全・活用に努める。<br/>                     &lt;案③&gt;<br/>                     ・生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留に配慮するため、既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を回避する計画とし、グリーンインフラの保全・活用に努める。</p>  | なし   |
| <p><b>(6)【緑化等による生物の生息生育空間の確保と生物多様性の保全と創造】</b><br/>緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>                          | ○      | <p><b>【生物の生息生育空間の確保】</b><br/>                     &lt;案①、②共通&gt;<br/>                     ・既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画により、生物の生息生育環境の確保に努める。<br/>                     &lt;案③&gt;<br/>                     ・既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を回避する計画により、生物の生息生育環境の確保に努める。<br/>                     &lt;案①～③共通&gt;<br/>                     ・掘削部の法面やランプ間の区域等の緑化に努める。</p>  | なし   |
| <p><b>(7)【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】</b><br/>高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図るとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用に努める。</p>  | ○      | <p><b>【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】</b><br/>                     &lt;案①～③共通&gt;<br/>                     ・道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努める。<br/>                     ・太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用を検討する。<br/>                     ・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努める。</p>  | なし   |

| 配慮指針に掲げられている<br>配慮事項   | 選<br>定 | 事業者が配慮書で記載した<br>配慮の内容（概要）  | 配慮市長意見（案） |
|--|--------|--|-----------|
| <p><b>(8)【低炭素電気を選択、グリーン購入】</b><br/>使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。</p>   | ○      | <p><b>【低炭素電気を選択】</b><br/>＜案①～③共通＞<br/>・使用する電気は可能な限り低炭素電気を選択する。</p> <p><b>【グリーン購入】</b><br/>＜案①～③共通＞<br/>・建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入を徹底する。</p>  | なし        |
| <p><b>(9)【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの抑制、長寿命化】</b><br/>建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。</p>                             | ○      | <p><b>【温室効果ガスの抑制、長寿命化】</b><br/>＜案①～③共通＞<br/>・最新の設計・施工技術を採用し、耐久性・安全性を十分確保した道路構造物を建設するとともに、メンテナンスサイクルの構築に積極的に取り組むことで、新たに構築する道路構造物の長寿命化を図り、温室効果ガスの抑制に努める。<br/>・工事の実施に当たっては、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用に努めるとともに、建設機械の省エネルギー運転や、工事用車両のエコドライブの実施などにより、温室効果ガスの抑制に努める。</p>   | なし        |
| <p><b>(10)【ヒートアイランド現象の抑制】</b><br/>微気候に配慮し、緑化や透水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p>  | ○      | <p><b>【ヒートアイランド現象の抑制】</b><br/>＜案①～③共通＞<br/>・周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図ることでヒートアイランド現象の抑制に努める。<br/>・道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に努める。<br/>・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努める。<br/>・掘削部の法面やランプ間の区域等の緑化に努め、ヒートアイランド現象の緩和に努める。</p> <p>＜案①、②共通＞<br/>・農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p> <p>＜案③＞<br/>・農業振興地区の改変を回避する計画により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p> | なし        |
| <p><b>(11)【施設・文化財の移転、地域分断の回避】</b><br/>ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。</p>                                     | ○      | <p><b>【施設・文化財の移転、地域分断の回避】</b><br/>＜案①～③共通＞<br/>・計画区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、旧上瀬谷通信施設の用地（旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業によって造成された場所）を道路用地として活用し、新たな改変を小さくするよう努める。<br/>・関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講ずる。<br/>・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置が講じられた後、本事業の工事を実施する。<br/>・既存の公園緑地の改変を避けるよう努めるとともに、農業振興地区の南北を分断しない構造となるよう検討し、周辺地域の分断の回避に努める。</p>  | なし        |
| <p><b>(12)【周辺建物との連続性、後背地との調和】</b><br/>道路の構造・色彩等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。</p> | ○      | <p><b>【周辺建物との連続性、後背地との調和】</b><br/>＜案①、②共通＞<br/>・道路の構造や色彩等については、事業実施段階では景観に配慮した事例を参考にしつつ、周辺のまちづくりとの連携を図りながら、周辺建物や後背地との調和を図るよう努める。</p> <p>＜案③＞<br/>・環状4号線以西をトンネル構造とすることで、周辺景観への影響を可能な限り低減する。<br/>・地上に構築する道路の構造や色彩等については、事業実施段階では景観に配慮した事例を参考にしつつ、周辺のまちづくりとの連携を図りながら、周辺建物や後背地との調和を図るよう努める。</p>  | なし        |
| <p><b>(13)【環境施設帯の設置】</b><br/>沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯、歩道、自転車道等）を設置するよう努める。</p>   | ○      | <p><b>【環境施設帯の設置】</b><br/>＜案①～③共通＞<br/>・沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯の設置を検討する。</p>   | なし        |

| 配慮指針に掲げられている<br>配慮事項   | 選<br>定 | 事業者が配慮書で記載した<br>配慮の内容（概要）   | 配慮市長意見（案）   |
|--|--------|---|---|
| <p><b>(14)【環境影響における保全対策】</b><br/>騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために、最新技術を用いた保全対策の実施に努める。</p> | ○      | <p><b>【環境影響における保全対策】</b><br/> <b>&lt;案①～③共通&gt;</b><br/>                     ・騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。<br/>                     ・地下構造物の設置に伴い地下水の流況、地下水位及び地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられるが、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握したうえで、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努める。<br/>                     ・地下構造物の施工に当たっては、既存の地下埋設物や旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業で暗渠化する大門川の計画を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止する。<br/> <b>&lt;案①、②共通&gt;</b><br/>                     ・東名高速道路接続部や市道目黒第25号線交差部は、騒音、振動等への配慮として、遮音壁の設置等を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努める。<br/> <b>&lt;案①&gt;</b><br/>                     ・市道目黒第25号線との交差部、環状4号線の西側及び東側を掘割構造、環状4号線との交差部をトンネル構造とすることで可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図る。<br/> <b>&lt;案②&gt;</b><br/>                     ・市道目黒第25号線との交差部を高架構造、環状4号線の西側を平面構造、環状4号線の東側を掘割構造、環状4号線との交差部をトンネル構造とすることで、可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図る。<br/> <b>&lt;案③&gt;</b><br/>                     ・東名高速道路との接続部、市道目黒第25号線との交差部、環状4号線の西側及び環状4号線との交差部をトンネル構造、環状4号線の東側を掘割構造とすることで、可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図る。</p> | <p>・3案のうち、東名高速道路接続部の区間で高架構造としている案については、隣接する10階建て以上の集合住宅への騒音の影響が大きくなることが予想されるため、保全対策を検討してください。</p> |
| <p><b>(15)【廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用】</b><br/>廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。</p>              | ○      | <p><b>【廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用】</b><br/> <b>&lt;案①～③共通&gt;</b><br/>                     ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努める。<br/>                     ・再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行う。<br/>                     ・建設発生土は、事業内再利用や他の公共事業等での再利用に努める。<br/>                     ・建築物の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制やリサイクル資材の利用、資材の再資源化に努める。</p>   | なし  |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>環境情報提供書の概要 【総数1通】</p> | <p>(1) 近隣の林等を猛禽類が利用しており、新しいインターチェンジから東の方向に道路を伸ばしていく計画のようだが、道路がこれらの場所に接してしまい、大量の車の往来によって、悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>(2) 広域防災拠点としての機能を向上させたいなら、新インターチェンジとそれと直結した道路をつくるよりも、広大な敷地を生かし、厚木基地とも協力体制をとって、ヘリコプターでの空輸をした方が能率的だと思う。</p> <p>横浜市最後の草原地帯ともいわれる広大な草原を傷つけないよう敷地内道路を地下にしてほしい。新しいインターチェンジと道路建設により人間も立ち退きの可能性が否定できず、野生動物・自然環境にも悪影響を及ぼすようなことはやめ、ヘリでの空輸や道路の地下化をしてほしい。</p> |
|--------------------------|---|